○まちづくり武生株式会社

まちなか出店・改装促進支援事業助成金交付要綱

平成29年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、まちなかの活力向上を図るため、まちなかで店舗等の改装を行う者に対し、 まちなか出店・改装促進支援事業助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、ま ちづくり武生株式会社補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) まちなか 越前市中心市街地活性化プランに定められた区域をいう。
- (2) 重点エリア 越前市重点エリア商業活性化補助金交付要綱(越前市、平成29年4月1日施
- 行) に規定する重点エリアをいう。
- (3) 店舗等 店舗又は事務所をいう。
- (4) 中小企業者 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する 法律(昭和52年法律第74号)第2条第1項に規定する中小企業者であって、同条第2項に規 定する大企業者又はその役員から当該中小企業の資本金又は出資金の2分の1を越える出資を受 けていない者をいう。
- (5) 商工団体 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する商店街振興組合又はこれに準ずる商店街団体であってまちづくり武生株式会社(以下「当社」という)が適当と認める者をいう。
- (6) 市民自治活動団体 10人以上の者で構成された市民活動を行う団体であって、当該団体の 運営に関する規約等を有する者をいう。
- (7) 申請者 補助金の交付を受けようとする者をいう。

(助成金の交付対象者)

- 第3条 当社は、次の者に対し、助成金を交付する。
- (1)まちなかで店舗等を開設し、又は改装しようとする個人、中小企業者、商工団体又は市民自治活動団体であって、次に掲げる要件のすべてに該当す
- る者。
- (ア) 開設し、又は改装しようとする店舗等(以下「当該店舗等」という。)が、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗(大規模小売店舗内において営む事務所及び店舗を含む。)でないこと。
- (イ) 当該店舗等の事業の継続が3年以上見込まれること。
- (ウ) 当該店舗等において、一週間のうち32時間以上、有人での営業が見込まれること。
- (エ) 当該店舗等において行う事業が政治的又は宗教的な活動を伴わないこと。
- (オ) 当該店舗等において行う事業が特定の会員のみを対象とする活動でないこと。
- (カ) 市税(申請者が任意団体の場合にあっては、当該団体の代表者の市税のことをいう。) を滞納していないこと。

- (キ) 当該店舗等に対し、申請年度を含めて過去10年間に、国、福井県、越前市、当社又は財団 法人ふくい産業支援センターから、店舗等の改装に関する補助金又は助成金が交付されていない こと。
- (2) 重点エリアに店舗を開設する、又は開設している個人、中小企業者、商工団体又は市民自治活動団体のために、自らの所有する建物を改装する者であって、次に掲げる要件のすべてに該当する者。ただし、重点エリアに店舗を開設する場合にあっては、当該店舗等において行う事業が来街者を増やす効果のある事業でなければならない。
- (ア) 越前市税(申請者が任意団体の場合にあっては、当該団体の代表者の市税のことをいう。) を滞納していないこと。
- (イ) 当該店舗等に対し、申請年度を含めて過去10年間に、国、福井県、越前市、当社又は財団 法人ふくい産業支援センターから、店舗等の改装に関する補助金又は助成金が交付されていない こと。
- 2 前項第1号(キ)及び第2号(イ)の補助金又は助成金の交付を受けた場合であっても、その交付以降に当該店舗等が地震、水害又は火事等に罹災している場合は、交付を受けていないものとみなす。

(助成対象経費)

- 第4条 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、店舗等の設備投資 (外装、内装、厨房・給排水・衛生設備)とする。
- 2 前項の外装は、店舗等の所在する地域において景観に関する協定が締結されている場合にあっては、当該協定の内容に適合しているものでなければならない。
- 3 第1項の店舗等の設備投資は、原則として、越前市内業者に発注するものに限る。 (助成金の額)
- 第5条 助成金の額は、店舗等1軒当たり75万円とする。ただし、助成対象経費が150万円 未満の場合は、助成金交付の対象外とする。

(助成金の交付申請)

- 第6条 申請者は、まちづくり武生株式会社補助金等交付規則第3条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて当社に提出しなければならない。
- (1) 事業計画書 (別紙様式)
- (2) 工事等の見積書及び図面
- (3) 施工予定箇所の写真
- (4) 店舗等の位置図
- (5) 店舗等の所有又は賃借を証明する書類(賃貸借契約が申請時に未締結の場合は添付を要しないが、契約締結後速やかに提出すること)
- (6) 越前市税に滞納が無いことを証明する書類
- (7) 補助金の返還にかかる保証人の承諾書

(意見の聴取)

第7条 当社は、助成金の交付の申請に係る事業内容を審査するに当たり、必要に応じ、商工団体若しくは中小企業者の代表者、これらを支援する団体の職員、市民自治活動団体の代表者又は市職員から意見を聴くことができる。

(経営状況等の報告)

第8条 当助成金の交付を受けた者は、店舗改修等完了日の属する月の翌月から3年間、毎年経営状況等を報告すること。

(助成等の取消し)

第9条 当社は、対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を 取り消すことができるものとし、助成金の交付後にあっては、第10条に定める補助金の返還を求 めることができるものとする。

- (1) 第3条(ア)~(オ)に規定する対象要件等を欠くに至ったとき。
- (2) この要綱の規定に違反する行為があったとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により、助成金の交付を受けたとき。

(助成金の返還)

第10条 当社は、助成金の交付を受けた事業者が第9条の規定に該当する場合のほか、この助成金の交付の決定を受けた日の翌日から起算して3年以内に廃業したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を対象者または第6条第7号に規定する保証人に求めることができるものとする。この場合において、店舗を休業し、引き続き廃業した場合は、休業を開始した日を廃業した日とみなす。

(2) 第10条に定める返還額の計算式は下記のとおりとする。

{(助成額) ÷ 36 カ月 } × (36 カ月 — 営業月数)

この場合、廃業した日を含む月については、営業月数に含めるものとし、返還額の千円未満の額は切り捨てる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、当社が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。